

山梨県公報

第二千五百十二号

平成二十七年

五月二十五日

月 曜 日

目 次

告 示

○山梨県環境影響評価等技術指針の改定……………三四三
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………三四三

告 示

山梨県告示第百八十三号

山梨県環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号)第五条第二項の規定により、
山梨県環境影響評価等技術指針を改定したので、その概要を公表する。
平成二十七年五月二十五日

平成二十七年五月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

環境影響評価の項目について、「空気振動」の名称を「低周波音」に変更するとともに「放射線の量」を追加し、併せて当該追加した項目に係る調査及び予測の手法を定め、平成二十七年六月一日から適用することとした。

(改定後の山梨県環境影響評価等技術指針の全文は、山梨県森林環境部大気水質保全課において縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年五月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十七年五月二十五日

二 指定道路の位置

山梨市歌田字松葉十二番二、十三番一

- 指定道路の幅員
最大四・七五メートル 最小四・六三メートル
- 指定道路の延長
三十四・八〇メートル

山梨県告示第百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年五月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十七年五月二十五日

二 指定道路の位置

山梨県上野原市上野原字小沢原四四三九番九

三 指定道路の幅員

四・〇〇メートル

四 指定道路の延長

六九・一五メートル

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番